

■ 行為規制等を伴う樹林地等の保全制度（区市町）

区市町	名 称	根拠条例・要綱	対象となる緑地	規制内容等	土地所有者へのメリット		買入	備 考	指定状況
					税制	管理等負担			
目黒区	みどりを守る協定	・ 目黒区みどりの条例 ・ 目黒区みどりの協定の認定および助成に関する要綱	・ 一定の基準以上の樹木・樹林・生垣で、その所有者、又は管理者及びその周囲の居住者合計5軒以上が、樹林地を保存し共同で維持管理していくことに合意したもの	●協定締結（みどりを守る協定）	—	協定締結者間の連絡や活動費の一部として、年間1万円の助成金を交付	—		なし
世田谷	特別保護区	世田谷区みどりの基本条例	・ 樹林地、水辺地及び動物生息地と一体となっていて特別に保全する必要がある土地	●行為規制（許可申請） ・ 水面の埋立て・建築・土地変更・木竹伐採等	・ 固定資産税・都市計画税相当額を上限とする助成	・ 区による維持管理支援	・ 必要があると認めると場合に買入れ		4 か所 13,485 ㎡
	小さな森	小さな森制度（(財)世田谷トラストまちづくり）	・ 50 ㎡以上の私有地の緑地（含今後の植樹等） ・ 道路に接していること。	●公開契約 ・ 常時又は年間7日以上	—	・ (財)世田谷トラストまちづくりボランティアによる維持管理支援	—	・ 保存樹林制度の補完	6 か所
	国分寺崖線保全整備地区	国分寺崖線保全整備条例	・ 傾斜度 10%以上の斜面地(約 183ha)を概ね含み、国分寺崖線と一体的な環境形成が必要なエリア	●行為規制（許可申請） ・ 500 ㎡以上の建築:階段状建築物の制限(地面と接する位置の高低差は 6 m以下) ・ 色彩配慮 ・ 建築計画の届出	—	—	—	—	・ 崖線と調和した建築計画の誘導 ・ 世田谷区斜面地における建築物の制限に関する条例の適用により、階数等も規制
北区	特別保全樹林	北区みどりの条例 北区特別保全樹林助成金交付要綱	・ 300 ㎡以上の自然度の高い貴重な崖地樹林地等（みどりの条例により指定される保護樹林のうち自然度が高く生活環境を確保する上で不可欠なもの。）	●責務：良好な状態を保つ。 ・ 伐採、枯死、譲渡時等に届出	・ 固定資産・都市計画相当額の上限とする助成	—	・ 必要があると認めると場合に買入れ		3 か所 2,491 ㎡
杉並区	いこいの森	杉並区市民緑地「いこいの森」の設置及び管理に関する要綱	・ 区内に存する 300 平方メートル以上の良好な一団の樹林地等	●5年以上の無償貸借契約	・ 相続×0.8（20 年以上の貸借契約） ・ 固定資産・都市計画非課税(無償貸付の場合)	・ 区による管理	—	—	2 か所 1,682 ㎡
練馬区	郷土景観保全地区	練馬区みどりを楽しむ守りはぐくむ条例	・ 3,000 ㎡以上の雑木林、屋敷林、農地が一体となった保全すべき区域	●行為規制（協議） ・ 樹木の伐採、建築、土地変更等	—	(景観保全に必要な費用の補助)	・ 申出に基づき判断		
	みどりの協定地区		・ 区民・事業者等と区が樹木やみどりの保全・創出することを決定した一定地域	●協定締結（みどりの推進協定）	—	・ 苗木の配布(活動に必要な費用の補助)	—		13 か所
	憩いの森・街かどの森		・ 憩いの森：1,000 ㎡以上 ・ 街かどの森：300 ㎡以上	● 無償使用貸借契約 ● 区民の利用に供する。	・ 相続税の評価減 ・ 固定資産・都市計画非課税(無償貸付の場合)	・ 区による管理	—		49 か所 112,483 ㎡
葛飾区	自然保護区域	葛飾区自然保護要綱	・ 国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然	●行為規制 ・ 立入制限、動植物採取禁止	—	—			2 か所 12,600 ㎡
八王子市	緑地保護地区	八王子市緑化条例	・ 保全が必要な緑地（おおむね 1,000 ㎡以上）	●行為規制 ・ 建築、土地変更、木竹伐採等	—	・ 固定資産・都市計画相当額の補助、維持管理に要する経費の一部を補助（50 円/㎡）	—	土地所有者との協定締結	5 か所 36,857 ㎡
	斜面緑地保全区域	市街地内丘陵のみどりの保全に関する条例	・ 市街地内に位置し、良好な自然環境が形成されている丘陵地の斜面の緑地(原則 1,000 ㎡以上) ・ 実態調査等に基づき斜面緑地保全委員会の意見を踏まえ指定	●行為規制（届出） ・ 木竹伐採・移植、物件の堆積等 ・ 指導、勧告、住所・氏名の公表 ・ 過料	—	・ 環境的な価値に相当する額及び維持管理に要する経費の一部を支援（100 円/㎡） ・ 保全団体の育成・紹介	—	土地所有者の同意を必要としない	35 区域 34.7ha
立川市	保護樹林地	立川市緑化推進条例	・ 良好な生活環境を確保するため保護することが必要な 300 ㎡以上の樹林地 ・ 市との使用貸借契約が必要	●使用貸借契約 ・ 使用貸借、管理委任等	・ 固定資産税・都市計画税相当額の減免	・ 委任契約に基づく市管理	—		10 か所 16,964 ㎡
武蔵野市	環境緑地	武蔵野しみどりの保護育成と緑化推進に関する条例	・ みどりの保護育成を必要と認める区域で、市民の利用に供するもの ・ 特に保護が必要な樹木の生育する区域	●使用貸借契約	・ 固定資産税等の減免	・ 市が簡素な管理	・ 申出に基づき判断		5 件 406 ㎡
三鷹市	自然環境保全地区	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例	・ 概ね 2,000 ㎡以上の樹林地、水辺地、傾斜地等で保全が必要なもの ・ 文化的遺産と一体となった自然があり保全が必要なもの	●行為規制（届出） ・ 建築、土地変更、木竹伐採等 ●協定の締結	・ 固定資産・都市計画税の 85%を補助交付	(補助に代わり市の管理とすることも可能)	—		2 件 9,694 ㎡
調布市	保全地区・特別保全地区	調布市自然環境の保全等に関する条例	・ 保全地区：300 ㎡以上あり、保全・回復が必要な緑 ・ 特別保全地区：保全区域内の特に貴重な緑	●行為規制（特別保全地区：許可申請）（保全地区：届出） ・ 建築、土地変更、植物伐採等	・ 固定資産・都市計画税の 85%を補助交付	—	—		33 件 33,343 ㎡

区市町	名称	根拠条例・要綱	対象となる緑地	規制内容等	土地所有者へのメリット		買入	備考	指定状況
					税制	管理等負担			
町田市	市民の森	・町田市緑の保全と育成に関する条例・施行規則 ・市民の森設置要綱	・5,000 m ² 以上（原則）の市街地にある市民の憩いの場となる樹林地 ・地元による管理、運営を行う緑地	●使用貸借契約 ・5年以上	・固定資産・都市計画税非課税	・協定に基づく管理団体（ボランティア等）による管理	申出に応じて判断	・管理団体への補助有	6 か所 43,792 m ²
	緑地保全の森	・町田市緑の保全と育成に関する条例・施行規則 ・緑地保全の森設置要綱	・1,000 m ² 以上の美しい緑地景観、歴史的環境、動植物生育環境の保全に資する緑地	●使用貸借契約 ・10年以上	・固定資産・都市計画税非課税	・必要に応じて管理団体（ボランティア等）による管理を依頼（団体管理：20箇所）	申出に応じて判断	・管理団体への補助有	50 か所 838,827.92 m ²
	民有緑地保全地域	・町田市緑の保全と育成に関する条例・施行規則 ・町田市民有保全地域指定要綱	・1,000 m ² 以上の課税地目が山林・雑種地等の樹林地（市長が認める 330 m ² の該当地も可）	●協定締結（民有地緑地保全協定） ・10年以上	・固定資産・都市計画税の40%の奨励金を交付	・45 円/m ² の維持管理奨励金を交付	—	—	28 か所 184,748.57 m ²
小金井市	環境保全緑地	小金井市緑地保全及び緑化推進条例	・環境緑地：現状保全が確約される 500 m ² 以上の緑地 ・公共緑地：公共の用への供出が確約される 500 m ² 以上の緑地	●行為規制（届出） ・建築、土地変更、木竹伐採 ・助言・勧告 ●協定締結 ・5年間	・固定資産・都市計画税の非課税（公共緑地） ・固定資産税・都市計画税の80%減額（環境緑地）	・公共緑地：市管理 ・環境緑地：国分寺崖線に存するものは維持管理奨励金交付	—	—	公共緑地 4 か所 8,093.32 m ² 環境緑地 9 か所 51,604.17 m ²
日野市	緑地信託制度	日野市緑地信託等に関する条例	・樹林地で良好な自然環境を有している土地	●不動産信託契約又は土地管理等委任契約 ・地上権・管理等を委任	・固定資産税・都市計画税の減免（無償賃借の場合）	・条例に基づく市による管理	・申出に応じて判断（先買い権を設定）	—	21 か所 49,712 m ²
東村山市	緑地保護区域	東村山市緑の保護と育成に関する条例	原則として 300 m ² 以上であり一団の状態にあるもので、次の一に該当する土地 ・良好な自然状態で保持されている樹林地 ・動植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な土地 ・その存在が生活環境に寄与している社寺林等	●行為規制（許可申請） ・建築・土地変更・木竹伐採	・固定資産・都市計画税の減免（適正管理されている場合）又は90%減免（適正管理されていない場合）	—	・申出に応じて判断	—	39 か所 128,981 m ²
国分寺市	緑地保護区域	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	・おおむね 10,000 m ² 以上の良好な自然環境の緑地	●行為規制（届出） ・建築、土地変更、木竹伐採 ●協定締結	・固定資産・都市計画税の80%減免	—	・申出に応じて判断	—	なし
	国分寺崖線区域	国分寺市まちづくり条例	・緑の基本計画に定める国分寺崖線保全・整備地区（緑化重点地区）のうち、商業地等を除く区域	●行為規制（許可申請） ・保全再生措置：開発時地下水等観測、調和的建築計画 ・緑化・空地率の強化	—	—	—	—	—
国立市	特別緑地	国立市緑化推進条例	・おおむね 3,000 m ² 以上の自然環境の保全が必要な区域 ・動植物の生育地で保全が必要な区域	●責務：適正管理 ・枯損防止に努める ・現状変更時の届出	—	・10 円/m ²	—	—	なし
東大和市	緑地保護地区	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	面積がおおむね 1 万平方メートル以上の状態にあるもので次の各号の一に該当するもの。 （1） 樹木・樹林・草生地等が所在し、かつ、良好な自然状態を保持している地区であって、その保護を図ることが必要な地区 （2） 動植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地区	●行為規制 （1） 樹木の伐採 （2） 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 （3） 宅地の造成その他土地の形質の変更 （4） 土石類の採取 （5） その他自然環境に重大な変更を生ずるおそれのある行為	—	・補助金交付	—	—	なし
清瀬市	緑地環境保全区域	清瀬市みどりの環境をつくる条例	・みどりの基本計画に定める緑化重点地区において特に保全が必要と認められるおおむね 1,000 m ² 以上の樹林地 ・雑木林、農地、屋敷林等が一体となった武蔵野の原風景を色濃く残す景観を有する樹林地	●行為規制（協議） ・建築、土地変更、木竹伐採 ●協定締結	固定資産税・都市計画税の80%相当額の助成	—	・申出に応じて判断（先買い権を設定）	—	35 件 54,305.24 m ²
東久留米市	緑地保護区域	東久留米市のみどりに関する条例	・おおむね 10,000 m ² 以上の良好な自然状態の樹林地、動植物生育地、市民生活の基盤に役立つ屋敷林・社寺林	●行為規制（届出） ・建築、土地変更、木竹伐採	—	・補助金交付	—	—	1 か所 1,853 m ²

区市町	名 称	根拠条例・要綱	対象となる緑地	規制内容等	土地所有者へのメリット		買入	備 考	指定 状況
武蔵村山市	緑地保護地区	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	・良好な自然環境の緑地 ・動植物の生育地で保護が必要な地区	●行為規制（届出） ・建築、土地変更、木竹伐採	—	・奨励金交付	—		なし
多摩市	緑地保全の森	多摩市緑地保全の森の指定及び保全に関する要綱	・おおむね 1,000 m ² 以上の一団の緑地及び森について将来に向けて保全する必要があると認められるもの	● 使用貸借契約 ・5年以上	・固定資産税・都市計画税の減免	協定による管理団体（グリーンボランティア）による管理	・申出に応じて判断	・管理団体への補助あり	2 か所 10,692 m ²
稲城市	自然環境保全地域	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例	・1,000 m ² 以上の市民利用に供する良好な自然状態の樹林地、景観上重要な地域、保護が必要な動植物の生育地、生活環境に寄与する社寺林等	●行為規制（許可申請） ・建築、土地変更、木竹伐採等 ・標識設置	・固定資産・都市計画税 50%助成（10年指定） ・固定資産・都市計画税 25%助成（5年指定）	・管理助成金 10～50 円/m ²	・申出に応じて判断	・課税助成・管理助成は、「都・区市町村自然環境行政概要（環境局）」より	6 か所 45,769 m ²
あきる野市	保存緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例	・500 m ² 以上の健全で美観が優れている地域	●行為規制（許可申請） ・樹木の伐採、宅地造成等	—	・20 円/m ² +補助交付	—		5 か所 13,616 m ²
	公開緑地		・300 m ² 以上の健全で美観が優れている地域 ・市民が散策等に利用でき、5年以上継続指定開放できる地域	●公開契約	—	・40 円/m ² +賃借料	—		なし